

地方公会計制度に基づく 財務書類及び財務分析

五條市

令和 7 年 3 月 31 日

目次

I. 地方公会計制度の背景	1
1. 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入	1
2. 地方公会計整備の意義	1
3. 財務書類整備の目的	2
4. 財務書類整備の効果	3
II. 地方公会計制度による財務書類とは	5
1. 地方公共団体の財務書類とは	5
(1) 財務書類の体系	5
(2) 財務書類の作成単位	5
(3) 会計処理	5
(4) 作成基準日	5
(5) 表示単位	5
(6) 作成手順	6
(7) 本市における財務書類の作成範囲	6
III. 本市における財務書類	7
1. 貸借対照表	7
①資産の部	10
②負債の部	10
③純資産の部	11
2. 行政コスト計算書	12
①経常費用	14
②経常収益	15
3. 純資産変動計算書	16
4. 資金収支計算書	20
①業務活動収支	22
②投資活動収支	22
③財務活動収支	22
IV. 本市における財務分析	23
V. 用語解説	27

1. 地方公会計制度の背景

1. 地方公共団体の現状及び地方公会計の導入

地方公共団体による収入や支出等の財務行為（会計）は、国の会計と同じく、住民から徴収された対価性のない税財源の配分を、議会における議決を経た予算を通じて事前統制の下で行うという点で、営利を目的とする企業会計とは根本的に異なっています。すなわち、税金を活動資源とする国・地方公共団体の活動は、国民・住民福祉の増進等を目的としており、予算の議会での議決を通して、議会による統制の下に置かれています（財政民主主義）。このため、国・地方公共団体の会計では、予算の適正・確実な執行に資する観点から、現金の授受の事実を重視する現金主義が採用されています。

一方で、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、財政の透明性を高め、国民・住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、発生主義等の企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類の開示が推進されてきたところです。

地方公会計は、発生主義により、ストック情報やフロー情報を総体的・一覽的に把握することにより、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして整備するものがあります。具体的には、発生主義に基づく財務書類において、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで、中長期的な財政運営への活用の充実に期待できることや、そのような発生主義に基づく財務書類を、現行の現金主義会計による決算情報等と対比させて見ることにより、財務情報の内容理解が深まるものと考えられます。

2. 地方公会計整備の意義

個々の地方公共団体における地方公会計整備の意義としては、住民や議会等に対し、財務情報をわかりやすく開示することによる説明責任の履行と、資産・債務管理や予算編成、行政評価等に有効に活用することで、マネジメントを強化し、財政の効率化・適正化を図ることが挙げられます。

また、地方公会計の整備は、個々の地方公共団体だけでなく、地方公共団体全体としての財務情報のわかりやすい開示という観点からも必要です。

さらに、それぞれの地方公共団体において、財務書類の作成と開示及びその活用を行うことのみならず、他の地方公共団体との比較を容易とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させることが可能となります。

3. 財務書類整備の目的

地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている中で、そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠です。

地方公共団体において財務書類を整備する具体的な目的として、①資産・債務管理、②費用管理、③財務情報のわかりやすい開示、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用が挙げられています。

これらの目的は、「説明責任の履行」と「財政の効率化・適正化」という観点からさらに整理することができます。すなわち、③財務情報のわかりやすい開示は、地方公共団体の説明責任の履行に資するものであり、①資産・債務管理、②費用管理、④政策評価・予算編成・決算分析との関係付け、⑤地方議会における予算・決算審議での利用は、内部管理強化を通じて最終的に財政の効率化・適正化を目指すものです。

したがって、財務書類整備の目的は大きく次の二点にまとめることができます。

(1) 説明責任の履行

地方公共団体は、住民から徴収した対価性のない税財源をもとに行政活動を行っており、付託された行政資源について住民や議会に対する説明責任を有するが、財務書類を作成・公表することによって、財政の透明性を高め、その責任をより適切に果たすことができる。このことは、財政民主主義の観点から、財政の統制を議会にゆだねるだけでなく、住民も直接に財政運営の監視に関与すべきとの考え方からも求められるものである。

(2) 財政の効率化・適正化

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が施行され、地方公共団体には、自らの権限と責任において、規律ある財政運営を行うことが求められている。財務書類から得られる情報を資産・債務管理、費用管理等に有効に活用することによって、財政運営に関するマネジメント力を高め、財政の効率化・適正化を図ることができる。

4. 財務書類整備の効果

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を実施する団体であり、住民に対して地方税を賦課徴収する一方（地方自治法第223条）、予算については議会の議決を経て定めることとされ（同法第96条、第211条）、決算については議会の認定が必要とされています（同法第96条、第233条）。

こうしたなか、地方公共団体において、歳入歳出による現金の収支を基準とする現金主義が用いられてきました。歳入とは、一会計年度における一切の収入をいい、歳出とは、一会計年度における一切の支出であり、ここで収入とは現金の収納、支出とは現金の支払とされています（財政法第2条参照）。

これに対して、企業会計において用いられる発生主義とは、現金の収支のみならず、すべての財産物品等の増減及び異動をその発生した事実に基づいて経理することです。現金主義による地方公共団体の予算・決算制度を前提とした場合、新たに発生主義に基づく財務書類を整備することによる効果としては、以下のものが挙げられます。

（１） 発生主義による正確な行政コストの把握

企業は営利を目的として活動を行っていることから、企業会計は経済的事実を正確に反映させた適正な期間損益計算を行うことを主要な任務としています。そのため、企業会計では、発生主義に基づき、経済活動の成果を表す「収益」とそれを得るために費やされた「費用」を厳密に対応づけることによって、各会計期間の経営成績である「利益」を算定します。具体的には、減価償却費や退職給付費用などは、発生主義により認識することが求められます。

ここで、発生主義の考え方を導入した地方公会計制度において留意すべき点があります。企業の場合、会計期間の活動の成果は収益として定量的に把握することが可能であるのに対して、地方公共団体の活動は前述のとおり住民の福祉の増進を目的として行われるものであるため、その成果を収益として定量的に把握することがそもそも困難であるという点です。

したがって、地方公会計制度に基づく財務書類の行政コスト計算書において経常的な費用と収益を対比させる意義は、企業会計のように一会計期間の経営成績を算出するためではなく、一会計年度に発生した、純資産の減少をもたらず（税収等でまかなうべき）純経常費用（純経常行政コスト）を算出することにあるといえます。財政の効率化には正確な行政コストの把握が不可欠ですが、このような行政コスト計算書を作成することにより、経常費用（経常行政コスト）あるいは純経常費用（純経常行政コスト）として、減価償却費などの見えにくいコストを含めたフルコストを把握することができ、これを住民に対して明示するとともに、職員のコストに対する意識改革にもつなげることができます。

（２） 資産・負債の総体の一覧的把握

現金主義による会計処理は、現金（公金）の適正かつ客観的な経理に適合するものであり、国や地方公共団体を通じて適用されていますが、地方公共団体の資産全体から見た場合、その一部である「歳計現金」に関する収支（キャッシュ・フロー）が示されるにすぎず、毎年の歳出の結果として資産形成に関する情報（ストック情報）は不十分といえます（現行の決算制度においても、「財産に関する調書」（地方自治法施行令第166条）が添付されますが、これによっては財産の適正な評価額までは明らかにされません）。

この点、貸借対照表を作成することにより、公正価値による資産評価が行われるので、地方公共団体がこれまでの行政活動により蓄積したすべての資産についてその評価額も含めたストック情報が明示されるとともに、資産形成に要した負債の額とあわせて見ることで、資産と負債の総体を一覧的に把握することが可能となります。これは、地方公共団体が適切な資産・負債管理を行ううえで有用な情報です。

（３） 連結ベースでの財務状況の把握

地方公共団体は、一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体と連携協力して地域の行政サービスを実施しており、現行の決算制度の下では、普通地方公共団体について一般会計・特別会計ごとに歳入歳出決算が調製され（地方自治法第209条、同施行令第166条）、また、地方公営企業法適用企業については別途決算が調製されます（地方公営企業法第30条）。さらに一部事務組合、広域連合、第三セクター等の関係団体についてもそれぞれに決算が調製されます。

これらの決算書類に加え、普通地方公共団体と関係団体を総合した連結財務書類を作成することにより、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況など、普通地方公共団体を中心とする行政サービス提供主体の財務状況を一体的に把握することが可能となります。

Ⅱ．地方公会計制度による財務書類とは

1. 地方公共団体の財務書類とは

(1) 財務書類の体系

地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とします。なお、行政コスト計算書及び純資産変動計算書については、別々の計算書としても、その二つを結合した計算書としても差し支えません。

(2) 財務書類の作成単位

財務書類の作成単位は、一般会計等を基礎とし、さらに一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類とします。なお、全体財務書類と連結財務書類の具体的な取扱いについては、要領等において整理します。

(3) 会計処理

財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成します。

(4) 作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度末（3月31日）とします。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（地方自治法第235条の5等）を注記します。

(5) 表示単位

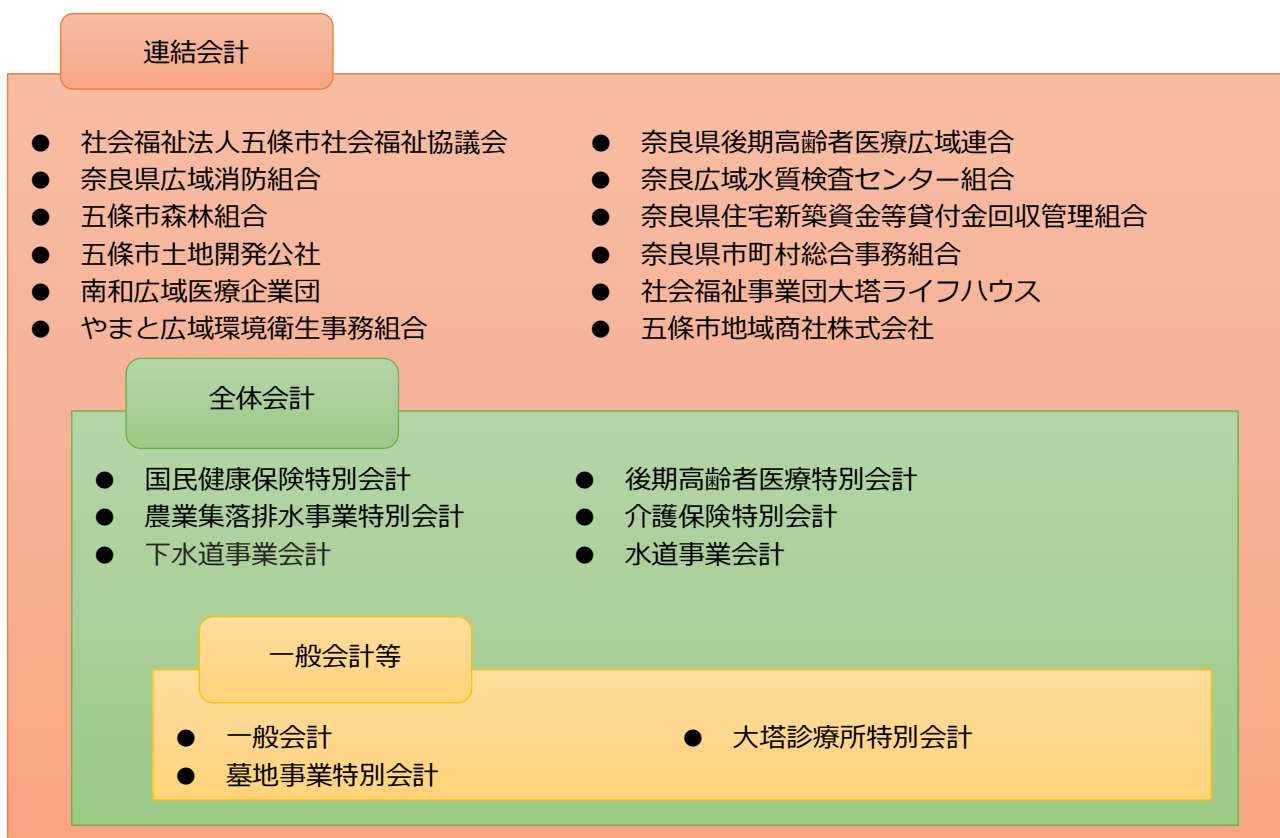
財務書類の表示金額単位は、百万円を原則とします。ただし、地方公共団体の財政規模に応じて千円単位とすることもできます。また、同単位未満は四捨五入するものとし、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合、これを注記します。なお、単位未満の計数があるときは「0」を表示し、計数がないときは「－」を表示します。

(6) 作成手順

一般会計等は、一般会計及び特別会計（地方公営事業会計に該当する特別会計を除く）により構成され、一般会計等の対象範囲（対象とする会計名）を注記します。

一般会計等の財務書類を作成する際の合算・相殺消去の方法としては、一般会計等の計数を総計した上で、それぞれの会計相互間の内部取引を相殺消去し、一般会計等としての純計を算出します。

(7) 本市における財務書類の作成範囲



本年度の財務書類は、上図の通り各会計の対象範囲にて作成しています。

また、相殺については以下の通り実施します。

委託料の支払と受取は、総務省から出ている「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年 8 月改訂）」の「連結財務書類作成の手引き」の P 193 の No.81 に準じています。

相殺対象	相殺対象外
投資と資本の相殺消去	委託料の支払と受取
貸付金・借入金の債権債務の相殺消去	利息の支払と受取
補助金支出と補助金収入	資産購入と売却の相殺消去
会計間の繰入れ・繰出し	

Ⅲ. 本市における財務書類

1. 貸借対照表

(1) 貸借対照表の内容

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
資産の部			
固定資産	109,307,127	125,998,997	131,800,174
有形固定資産	93,408,342	117,711,091	122,916,585
事業用資産	39,294,575	39,294,575	43,704,520
インフラ資産	53,089,742	76,684,559	76,684,559
物品	1,024,025	1,731,957	2,527,506
無形固定資産	111,789	2,864,484	2,867,327
投資その他の資産	15,786,996	5,423,422	6,016,262
流動資産	2,687,211	5,200,536	6,927,638
現金預金	897,382	1,913,890	2,967,234
未収金	50,519	366,131	766,855
基金	1,725,400	2,567,176	2,815,543
その他流動資産	13,909	353,339	378,005
資産合計	111,994,338	131,199,533	138,727,812
負債の部			
固定負債	27,284,792	43,618,343	45,547,866
地方債	23,080,581	28,962,788	31,201,476
退職手当引当金	2,470,977	2,470,977	3,249,308
損失補償等引当金	1,733,234	1,733,234	-
その他固定負債	-	10,451,344	11,097,081
流動負債	3,202,512	4,420,317	5,659,405
1年内償還予定地方債	2,880,988	3,556,214	3,833,762
賞与等引当金	260,215	284,094	389,121
その他流動負債	61,309	580,009	1,436,522
負債合計	30,487,305	48,038,660	51,207,271
純資産の部			
固定資産等形成分	111,033,152	128,566,799	134,620,233
余剰分（不足分）	-29,526,119	-45,405,925	-47,099,691
純資産合計	81,507,033	83,160,873	87,520,541
負債・純資産合計	111,994,338	131,199,533	138,727,812

(2) 貸借対照表の説明

貸借対照表は、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにすることを目的として作成します。

貸借対照表は、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示します。

資産及び負債の科目の配列については固定性配列法によるものとし、資産項目と負債項目の流動・固定分類は1年基準とします。

資産の部の現金預金勘定は、資金収支計算書の収支尻（会計年度末資金残高）に会計年度末歳計外現金残高を加えたものと連動します。また、純資産の部の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））は、純資産変動計算書の各表示区分（固定資産等形成分及び余剰分（不足分））の会計年度末純資産残高と連動します。

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
事業用資産	インフラ資産及び物品以外の有形固定資産
インフラ資産	システムまたはネットワークの一部であり、性質が特殊なもので代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約をうける有形固定資産
物品	地方自治法第 239 条第 1 項に規定するもので、取得価額または見積価格が 50 万円以上の資産
無形固定資産	
ソフトウェア	コンピューターに一定の仕事を行わせるためのプログラム
その他	ソフトウェア以外の無形固定資産
投資その他の資産	
投資及び出資金	有価証券・出資金であり、有価証券は満期保有目的有価証券及び満期保有目的以外の有価証券。出資金には地方自治法第 238 条第 1 項第 7 号により出捐金も含む。
長期延滞債権	債権回収予定日から 1 年以上経過した未回収の債権
長期貸付金	地方自治法第 240 条第 1 項に規定する債権である貸付金のうち、流動資産に区分されるもの以外のもの
基金	基金のうち、流動資産に区分されるもの以外のもの

	徴収不能引当金	長期延滞債権・長期貸付金に対し、過去の徴収不能実積率により算定したもの
流動資産		
	現金預金	現金及び現金同等物
	未収金	現年調定の収入未済額
	短期貸付金	翌年度に償還期限が到来するもの
	基金	財政調整基金及び減債基金。減債基金は1年に取り崩す予定のあるもの
	棚卸資産	売却を目的として保有している資産
	徴収不能引当金	未収金・短期貸付金に対し、過去の徴収不能実積率により算定したもの
負債の部		
固定負債		
	地方債	償還予定が1年超のもの
	長期未払金	地方自治法第214条に規定する債務負担行為で確定債務と見なされるもの及びその他の確定債務のうち流動負債に区分されるもの以外のもの
	退職手当引当金	期末時点で職員が自己都合退職した場合の要支給額
	損失補償等引当金	将来発生する可能性のある損失補償等の履行見込額
流動負債		
	1年以内償還予定地方債	1年以内に償還予定の地方債
	未払金	役務の提供が完了しその支払いが未済のもの
	未払費用	役務の提供が継続中でその支払いが未済のもの
	前受金	対価の収受があり役務の提供を行っていないもの
	前受収益	対価の収受があり役務の提供が継続中のもの
	賞与等引当金	在籍者に対する6月支給予定の期末・勤勉手当総額とそれらに係る法定福利費相当額を加算した額の4/6
	預り金	第三者から寄託された資産に係る見返負債
純資産の部		
	固定資産等形成分	資産形成のために充当した資源の蓄積
	余剰分（不足分）	費消可能な資源の蓄積

① 資産の部

資産合計に対して固定資産の割合が一般会計等 97.6%、全体会計 96.0%、連結会計 95.0%となり、ともに 90%を超えています。住民サービスのためには、公共施設への投資は必要不可欠であり、どの自治体においても固定資産の割合が高くなる傾向にあります。しかし、公共施設を維持・更新するためには更なる資金が必要となることから、住民サービスを低下させずに、資産の大半を占める固定資産を維持・更新していくことが、今後の重要な課題となってきます。

固定資産のうち、償却資産は取得原価ベースで一般会計等が 1,728 億円、全体会計が 2,215 億円、連結会計が 2,288 億円となります。償却資産は、建物、道路、橋梁、公園、下水道、上水道等といった資産が対象です。一方この償却資産の簿価は一般会計等で 629 億円、全体会計で 868 億円、連結会計で 898 億円です。いずれも、約 60%以上が減価償却により価値が減っています。

投資その他の資産には全体会計の、一般会計から水道事業会計に対しての出資金の相殺が含まれています。

流動資産は、現金預金への換金があるものとしての性質をもっており、資産合計に対する割合は一般会計等 2.4%、全体会計 4.0%、連結会計 5.0%となります。流動資産の中で、現金預金の占める割合は、一般会計等で 33.4%、全体会計 36.8%、連結会計で 42.8%となります。

② 負債の部

負債合計に対する地方債の割合は一般会計等で 85.2%、全体会計で 67.7%、連結会計で 68.4%となります。

形成された資産額に対して負債による調達割合を比較することにより、将来世代の負担の程度を把握することができます。（P.24 参照）

流動負債は先 1 年以内に支出するもので、流動資産との比較による流動比率を算出することで支出の準備状況を示すことが可能となります。この割合は一般的に 100%を超えていることでその準備ができているものと考えますが、一般会計等で 83.9%、全体会計で 117.7%、連結会計で 122.4%となります。

また、引当金は今後の支出が見込まれる負債となります。合計して、一般会計等で約 45 億円、全体会計で約 45 億円、連結会計では約 36 億円となります。なお、一般会計等と全体会計、連結会計と比較し連結会計の方が少額となっているのは、会計間の引当金を相殺処理しているためです。

③ 純資産の部

資産合計に対する純資産の割合は一般会計等で 72.8%、全体会計で 63.4%、連結会計で 63.1%となります。この数値が高ければ資産形成に関して、過去の世代が負担を背負ってきたことを表し、この数値が低ければ将来世代が負担を背負っていくことを表します。民間企業と比較すると非常に高い数値となり、問題ないようにも解釈できますが、公共施設等が多い地方自治体では今後 20～30 年の間に老朽化を原因とする資産の更新問題に迫られます。公共施設は長いもので 50 年という経済的な耐用年数があり、1950 年代～1970 年代の高度経済成長期に資金投下した公共施設の更新が順次行われていますが、1980 年台のバブル期に資金投下した公共施設の更新がその後に控えています。資産更新問題は必ず将来の世代の負担になりますが、さらにその財源を地方債で賄った場合、その償還自体も更なる将来の世代の負担となっていくます。地方自治体の運営にはどうしても地方債に頼らざるを得ない状況があるため、そういった見えないコストを背負う将来の世代のために、純資産比率は 70%以上を確保していく必要があります。これらの状況を鑑みて、資産の計画的な統廃合、再配置、再利用等が求められていくことになり、五條市としても総合管理計画等の計画作成をし、計画に基づいて資産更新を行っています。

2. 行政コスト計算書

(1) 行政コスト計算書の内容

(単位：千円)

勘定科目名	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	17,691,243	26,630,071	32,968,758
業務費用	10,409,802	12,407,488	15,632,394
人件費	3,458,676	3,743,801	5,261,207
職員給与費	1,970,540	2,196,872	3,548,660
その他人件費	1,488,136	1,546,928	1,712,546
物件費等	6,785,186	8,363,785	9,888,388
物件費	2,638,992	3,092,757	4,016,017
維持補修費	336,105	397,413	411,250
減価償却費	3,810,089	4,873,615	5,359,519
その他物件費	-	-	101,602
その他の業務費用	165,940	299,902	482,799
移転費用	7,281,441	14,222,582	17,336,364
補助金等	3,435,236	11,875,959	9,437,936
社会保障給付	2,339,737	2,341,851	7,882,317
その他移転費用	1,506,469	4,773	16,110
経常収益	486,741	1,508,733	3,091,775
使用料及び手数料	242,590	1,197,502	2,442,688
その他経常収益	244,150	311,231	649,087
純経常行政コスト	17,204,503	25,121,338	29,876,983
臨時損失	347,839	347,935	348,044
臨時利益	21,526	21,526	7,030
純行政コスト	17,530,816	25,447,747	30,217,998

(2) 行政コスト計算書の説明

行政コスト計算書は、会計期間中の地方公共団体の費用・収益の取引高を明らかにすることを目的として作成します。

費用及び収益は、総額によって表示することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部または一部を除去してはいけません。

行政コスト計算書は、「経常費用」、「経常収益」、「臨時損失」及び「臨時利益」に区分します。

行政コスト計算書の収支尻として計算される純行政コストは、純資産変動計算書に振替えられ、これと連動します。

経常費用	
業務費用	
人件費	
職員給与費	職員等に対して勤労の対価や報酬として支払われる費用
賞与等引当金繰入額	賞与等引当金の当該年度発生額
退職手当引当金繰入額	退職手当引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外の人件費
物件費等	
物件費	職員旅費、委託料、消耗品や備品購入費といった消費的性質の経費で資産計上されないもの
維持補修費	資産の機能維持のために必要な修繕費等
減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された当該会計期間中の負担となる資産価値減少金額
その他	上記以外の物件費等
その他の業務費用	
支払利息	地方債等に係る利息負担金額
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金の当該会計年度発生額
その他	上記以外のその他の業務費用
移転費用	
補助金等	政策目的による補助金等
社会保障給付	社会保障給付としての扶助費等
他会計への繰出金	地方公営事業会計に対する繰出金
その他	上記以外の移転費用
経常収益	

	使用料及び手数料	一定の財・サービスを提供する場合に、当該財・サービスの対価として使用料・手数料の形態で徴収する金銭
	その他	上記以外の経常収益
臨時損失		
	災害復旧事業費	災害復旧に関する費用
	資産売却損	資産の売却による収入が帳簿価額を下回る場合の差額及び除却した資産の除却時の帳簿価額
	投資損失引当金繰入額	投資損失引当金の当該会計年度発生額
	損失補償等引当金繰入額	損失補償等引当金の当該会計年度発生額
	その他	上記以外の臨時損失
臨時利益		
	資産売却益	資産の売却による収入が帳簿価額を上回る場合の差額
	その他	上記以外の臨時利益

① 経常費用

経常費用のうち、業務費用と移転費用の割合は以下の通りとなります。

経常費用	一般会計等	全体会計	連結会計
業務費用	58.8%	46.6%	47.4%
移転費用	41.2%	53.4%	52.6%

移転費用は、補助金等、社会保障給付、その他移転費用の3つに区分されます。補助金等が移転費用に占める割合は一般会計等で47.2%、全体会計で83.5%、連結会計で54.4%となり、いずれの会計においても補助金等の移転費用に占める割合が高くなっています。住民サービスを行う上で必要な団体への補助金や、子育て世帯への特別給付金等、住民の皆様への補助金が補助金等に含まれています。

なお、全体会計のその他移転費用が、一般会計等より少額となっているのは、会計間の繰出金を相殺処理しているためです。

また、業務費用のうち、人件費と物件費等とその他の業務費用の割合は以下の通りとなります。

業務費用	一般会計等	全体会計	連結会計
人件費	33.2%	30.2%	33.7%
物件費等	65.2%	67.4%	63.3%
その他の業務費用	1.6%	2.4%	3.1%

物件費等は物件費、維持補修費、減価償却費、その他の4つに区分されます。

いずれの会計においても物件費等の割合が60%を超えている要因とし、減価償却費が挙げられます。減価償却費とは、令和5年度に資産価値が、経年劣化等により減少したことを表しております。一般会計等で38.1億円、全体会計で48.7億円、連結会計で53.6億円、物件費等に占める割合は、一般会計等で56.2%、全体会計で58.3%、連結会計で54.2%となり、物件費等の半分以上が減価償却費となっています。

減価償却費は既存の資産が大量に取り壊しや売却により減少しない限り、各年度で大きく変動するものではありません。令和6年度以降も同様の額が減価償却費として計上されることが想定されますので、経年劣化等により老朽化していく資産の維持・更新の問題が、今後の課題であることが減価償却費からも読み取ることができます。

② 経常収益

経常収益には、施設の利用等の使用料、証明書の発行等の手数料が含まれます。全体会計の使用料及び手数料が一般会計等の使用料及び手数料と比較して、約9.5億円増加しているのは、水道や下水道の使用料を計上しているためです。

3. 純資産変動計算書

(1) 純資産変動計算書の内容

(単位：千円)

一般会計等		合計		
勘定科目名			固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高		82,521,460	113,765,518	-31,244,057
純行政コスト		-17,530,816	-	-17,530,816
財源		16,564,986	-	16,564,986
	税収等	12,725,809	-	12,725,809
	国県等補助金	3,839,177	-	3,839,177
固定資産等の変動（内部変動）		-	-2,683,768	2,683,768
	有形固定資産等の増加	-	451,011	-451,011
	有形固定資産等の減少	-	-3,810,479	3,810,479
	貸付金・基金等の増加	-	1,027,778	-1,027,778
	貸付金・基金等の減少	-	-352,079	352,079
その他		-48,597	-48,597	0
本年度純資産変動額		-1,014,427	-2,732,366	1,717,938
本年度末純資産残高		81,507,033	111,033,152	-29,526,119

全体会計		合計		
勘定科目名			固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高		84,160,024	132,332,404	-48,172,380
純行政コスト		-25,447,747	-	-25,447,747
財源		24,434,765	-	24,434,765
	税収等	15,713,213	-	15,713,213
	国県等補助金	8,721,552	-	8,721,552
固定資産等の変動（内部変動）		-	-3,779,346	3,779,346
	有形固定資産等の増加	-	788,506	-788,506
	有形固定資産等の減少	-	-4,874,329	4,874,329
	貸付金・基金等の増加	-	786,790	-786,790
	貸付金・基金等の減少	-	-480,312	480,312
その他		13,832	13,740	92
本年度純資産変動額		-999,150	-3,765,605	2,766,455
本年度末純資産残高		83,160,873	128,566,799	-45,405,925

連結会計		合計		
勘定科目名			固定資産等形成分	余剰分（不足分）
前年度末純資産残高		88,591,346	138,019,648	-49,428,302
純行政コスト		-30,217,998	-	-30,217,998
財源		28,983,899	-	28,983,899
	税金等	17,938,803	-	17,938,803
	国県等補助金	11,045,096	-	11,045,096
固定資産等の変動（内部変動）		-	-3,847,317	3,847,317
	有形固定資産等の増加	-	1,151,519	-1,151,519
	有形固定資産等の減少	-	-5,413,764	5,415,221
	貸付金・基金等の増加	-	997,408	-997,408
	貸付金・基金等の減少	-	-582,481	581,023
	その他	163,294	447,902	-284,608
本年度純資産変動額		-1,070,805	-3,399,416	2,328,611
本年度末純資産残高		87,520,541	134,620,233	-47,099,691

※ 本資料上は、資産評価差額、無償所管換等はその他に含めています

(2) 純資産変動計算書の説明

純資産変動計算書は、会計期間中の地方公共団体の純資産の変動、すなわち政策形成上の意思決定またはその他の事象による純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少原因・財源及びその他の純資産増加原因の取引高）を明らかにすることを目的として作成します。

純行政コスト	
純行政コスト	行政コスト計算書の収支尻である純行政コストを正負転換した金額
財源	
税収等	地方税、地方交付税及び地方譲与税等
国県等補助金	国庫支出金及び都道府県支出金等
固定資産等の変動（内部変動）	
有形固定資産等の増加	有形固定資産及び無形固定資産の形成による保有資産の増加額または有形固定資産及び無形固定資産の形成のために支出した金額
有形固定資産等の減少	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費相当額及び除売却による減少額または有形固定資産及び無形固定資産の売却収入、除売却相当額及び自己金融効果を伴う減価償却費相当額
貸付金・基金等の増加	貸付金・基金等の形成による保有資産の増加額または新たな貸付金・基金等のために支出した金額
貸付金・基金等の減少	貸付金の償還及び基金の取崩等による減少額または貸付金の償還収入及び基金の取崩収入相当額等
資産評価差額	
資産評価差額	有価証券等の評価差額
無償所管換等	
無償所管換等	無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等
その他	
その他	上記以外の純資産及びその内部構成の変動

① 純行政コスト

行政コスト計算書で算出された、住民の皆様への行政サービスを提供するために要した費用や、減価償却費を含めた純行政コストが純資産の減少要因として計上されます。

② 財源

財源は、税収等と国県等補助金の2つに区分されます。地方税、地方交付税などの一般財源は税収等に、国庫支出金や県支出金などの特定財源は国県等補助金に分類され、純資産の増加要因となります。令和5年度は新型コロナウイルスが終息しつつあるため昨年度より交付金が減少しました。

一般会計等と比べ全体会計で金額が増加している理由は、単に対象範囲が広がっていくためです。ただし、一般会計から全体会計、全体会計から一般会計への繰入金（会計間で移動した金額）は相殺対象となり、該当金額分が減額されています。

③ 本年度純資産変動額

令和5年度の本年度純資産変動額は一般会計で10.1億円の減少、全体会計で10.0億円の減少、連結会計で10.7億円の減少となりました。

令和5年度は一般会計等、全体会計、連結会計すべての会計で減少となりました。これは将来世代が利用可能な資源を現代世代が消費して便益を受けたことを意味します。

増加となった場合、現代世代の負担によって将来世代も利用可能な資源の蓄えが増えたことを意味します。

貸借対照表での説明にもあるように、将来世代への負担を減らすために、出来る限り純資産比率を高めていく必要があります。

4. 資金収支計算書

(1) 資金収支計算書の内容

(単位：千円)

勘定科目名		一般会計等	全体会計	連結会計
業務活動収支				
	業務支出	13,698,966	21,612,324	27,201,889
	業務費用支出	6,417,525	7,389,742	9,863,475
	移転費用支出	7,281,441	14,222,582	17,338,414
	業務収入	16,754,988	25,255,757	31,281,725
	臨時支出	347,449	347,545	361,080
	臨時収入	-	-	2,946
業務活動収支		2,708,572	3,295,887	3,721,702
投資活動収支				
	投資活動支出	1,453,410	1,591,750	2,157,889
	公共施設等整備費支出	451,011	850,850	1,210,305
	基金積立金支出	682,551	739,168	933,384
	その他投資活動支出	319,848	1,732	14,199
	投資活動収入	593,267	811,194	976,995
	国県等補助金収入	124,502	250,386	251,710
	基金取崩収入	329,817	421,817	513,180
	その他投資活動収入	138,948	138,991	212,105
投資活動収支		-860,143	-780,556	-1,180,894
財務活動収支				
	財務活動支出	2,776,312	3,520,960	3,645,298
	地方債償還支出	2,751,560	3,496,208	3,608,895
	その他財務活動支出	24,752	24,752	36,403
	財務活動収入	1,021,594	1,226,894	1,491,286
	地方債発行収入	1,006,700	1,212,000	1,439,297
	その他財務活動収入	14,894	14,894	51,989
財務活動収支		-1,754,718	-2,294,066	-2,154,012
本年度資金収支額		93,711	221,265	386,796
前年度末資金残高		757,922	1,646,876	2,398,516
本年度末資金残高※		851,633	1,868,141	2,918,846
本年度末現金預金残高※		897,382	1,913,890	2,967,234

(2) 資金収支計算書の説明

地方公共団体の資金収支の状態、すなわち地方公共団体（首長、議会、補助機関等）の活動に伴う資金利用状況及び資金獲得能力を明らかにすることを目的として作成する。

業務活動収支	
業務支出	
業務費用支出	
人件費支出	人件費に係る支出
物件費等支出	物件費等に係る支出
支払利息支出	地方債等に係る支払利息の支出
その他の支出	上記以外の業務費用支出
移転費用支出	
補助金等支出	補助金等に係る支出
社会保障給付支出	社会保障給付に係る支出
他会計への繰出支出	他会計への繰出に係る支出
その他の支出	上記以外の移転費用支出
業務収入	
税収等収入	税収等の収入
国県等補助金収入	国県等補助金のうち、業務支出の財源に充当した収入
使用料及び手数料収入	使用料及び手数料の収入
その他の収入	上記以外の業務収入
臨時支出	
災害復旧事業費支出	災害復旧事業費に係る支出
その他の支出	上記以外の臨時支出
臨時収入	
臨時収入	臨時にあった収入
投資活動収支	
投資活動支出	
公共施設等整備費支出	有形固定資産等の形成に係る支出
基金積立金支出	基金積立に係る支出
投資及び出資金支出	投資及び出資金に係る支出
貸付金支出	貸付金に係る支出
その他の支出	上記以外の投資活動支出
投資活動収入	

	国県等補助金収入	国県等補助金のうち、投資活動支出の財源に充当した収入
	基金取崩収入	基金取崩による収入
	貸付金元金回収収入	貸付金に係る元金回収収入
	資産売却収入	資産売却による収入
	その他の収入	上記以外の投資活動収入
財務活動収支		
財務活動支出		
	地方債償還支出	地方債に係る元本償還の支出
	その他の支出	上記以外の財務活動支出
財務活動収入		
	地方債発行収入	地方債発行による収入
	その他の収入	上記以外の財務活動収入

① 業務活動収支

業務活動収支は、住民の皆様の税金、国県等からの補助金等からの収入と、行政サービスを行ったことによる人件費や物件費等の経常的な支出の収支となります。経常的な支出を賄えているかどうかを業務活動収支で表すことにより、投資活動や財務活動へ資金を配分する余力をどれだけ残したかがわかります。

令和5年度においては、全ての会計に共通して収入が支出を上回り、一般会計等で約27.1億円、全体会計で約33.0億円、連結会計で約37.2億円を投資活動や財務活動に使用することが可能です。

② 投資活動収支

投資活動収支は、全ての会計に共通して支出が収入を上回りました。

その原因としては基金積立金支出や公共施設等整備費支出が大きく影響しています。

基金については支出（積立額）が収入（取崩額）を上回り、一般会計等で約3.5億円、全体会計で約3.2億円、連結会計で約4.2億円基金の増額となりました。

③ 財務活動収支

全ての会計において、地方債償還支出が地方債発行収入を上回ったことにより、地方債残高が減少しました。

IV. 本市における財務分析

(住民人口 27,306人)

資産形成度：将来世代に残る資産はどのくらいあるか

◆ 住民一人当たり資産額

金額	一般会計等 4,101 千円	全体会計 4,805 千円	連結会計 5,080 千円
計算式	資産合計額 ÷ 住民人口		
コメント	五條市所有の資産を住民一人当たりの金額で表すものとなる。		

◆ 有形固定資産の行政目的別割合

割合	一般会計等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政目的</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活インフラ</td> <td>54.50%</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>16.90%</td> </tr> <tr> <td>福祉</td> <td>13.20%</td> </tr> <tr> <td>環境衛生</td> <td>7.90%</td> </tr> <tr> <td>産業振興</td> <td>3.70%</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>2.80%</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>1.00%</td> </tr> </tbody> </table> 全体会計 <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政目的</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活インフラ</td> <td>52.80%</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>14.00%</td> </tr> <tr> <td>福祉</td> <td>10.50%</td> </tr> <tr> <td>環境衛生</td> <td>6.30%</td> </tr> <tr> <td>産業振興</td> <td>3.40%</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>2.20%</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>0.80%</td> </tr> </tbody> </table>	行政目的	割合	生活インフラ	54.50%	教育	16.90%	福祉	13.20%	環境衛生	7.90%	産業振興	3.70%	消防	2.80%	総務	1.00%	行政目的	割合	生活インフラ	52.80%	教育	14.00%	福祉	10.50%	環境衛生	6.30%	産業振興	3.40%	消防	2.20%	総務	0.80%
行政目的	割合																																
生活インフラ	54.50%																																
教育	16.90%																																
福祉	13.20%																																
環境衛生	7.90%																																
産業振興	3.70%																																
消防	2.80%																																
総務	1.00%																																
行政目的	割合																																
生活インフラ	52.80%																																
教育	14.00%																																
福祉	10.50%																																
環境衛生	6.30%																																
産業振興	3.40%																																
消防	2.20%																																
総務	0.80%																																
計算式	各行政目的別資産額 ÷ 有形固定資産合計																																
コメント	行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となるが、割合が低いことが一概に当該分野の行政サービスが少ないことには結びつかない。																																

◆ 歳入額対資産比率

比率	一般会計等 約 6 年分(585.51%)	全体会計 約 5 年分(453.34%)	連結会計 約 4 年分(383.74%)
計算式	資産合計 ÷ 歳入総額		
コメント	これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができる。		

◆ 有形固定資産等減価償却比率

比率	一般会計等 63.65% 全体会計 60.85% 連結会計 60.80%
計算式	減価償却累計額 ÷ (有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産 + 減価償却累計額)
コメント	耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。

世代間公平性：将来世代と現世代との負担の分担は適切か

◆ 純資産比率

比率	一般会計等 72.78% 全体会計 63.39% 連結会計 63.09%
計算式	純資産合計 ÷ 資産合計 × 100
コメント	経年比較することで現世代と将来世代の負担の割合を表すものとなる。

◆ 実質純資産比率

比率	一般会計等 48.24% 全体会計 11.88% 連結会計 17.47%
計算式	(純資産合計 - インフラ資産) ÷ (資産合計 - インフラ資産)
コメント	インフラ資産を除いた純資産比率

◆ 将来世代負担比率（社会資本等形成の世代間負担比率）

比率	一般会計等 21.88% 全体会計 22.41% 連結会計 23.48%
計算式	(地方債 + 1年以内償還予定地方債) ※ ÷ (有形固定資産 + 無形固定資産) ※臨時財政対策債等の特例地方債を除く
コメント	社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができる。

持続可能性：財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）

◆ 住民一人当たり負債額

金額	一般会計等 1,117 千円	全体会計 1,759 千円	連結会計 1,875 千円
計算式	負債合計 ÷ 住民人口		
コメント	五條市が抱える住民一人当たりの負債の負担額を表すものとなる。		

◆ 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

金額	一般会計等 2,250,316 千円	全体会計 2,969,988 千円	連結会計 3,103,237 千円
計算式	業務活動収支（支払利息支出を除く） + 投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入を除く）		
コメント	地方債の発行に頼らずに歳入歳出のバランスが均衡できているかを表すものとなる。		

◆ 債務償還可能年数

年数	一般会計等 7.49 年
計算式	(将来負担額 - 充当可能財源) ÷ (経常一般財源等（歳入）等 - 経常経費充当財源等)
コメント	実質債務が償還財源上限額の何年分あるかを示す指標で、債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低いといえる。

弾力性：資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか

◆ 行政コスト対財源比率

比率	一般会計等 103.86%	全体会計 102.81%	連結会計 103.08%
計算式	純経常行政コスト ÷ (税収等 + 国県等補助金)		
コメント	当該年度の税収等のうち、どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができる。この比率が 100% に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえ、さらに 100% を上回ると、過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表す。		

自律性：行政サービスはどのくらい受益者負担で賄われているか（受益者負担の水準）

◆ 受益者負担比率

比率	一般会計等 2.75%	全体会計 5.67%	連結会計 9.38%
計算式	経常収益 ÷ 経常費用		
コメント	経常収益を経常費用と比較することで行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができる。		

効率性：行政サービスは効率的に提供されているか

◆ 住民一人当たり行政コスト

金額	一般会計等 642 千円	全体会計 932 千円	連結会計 1,107 千円
計算式	純行政コスト ÷ 住民人口		
コメント	地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができる。		

◆ 性質別・行政目的別 住民一人当たり行政コスト

金額	人件費		
	一般会計等 127 千円	全体会計 137 千円	連結会計 193 千円
	物件費等（減価償却費を除く）		
	一般会計等 109 千円	全体会計 128 千円	連結会計 166 千円
	減価償却費		
	一般会計等 140 千円	全体会計 178 千円	連結会計 196 千円
	補助金等		
	一般会計等 126 千円	全体会計 435 千円	連結会計 346 千円
社会保障給付			
	一般会計等 86 千円	全体会計 86 千円	連結会計 289 千円
計算式	各性質別コスト ÷ 住民人口		
コメント	各性質別（人件費、物件費）の住民一人当たりの金額を算出することで、「住民一人当たりの行政コスト」をより詳細に把握することができる。		

V. 用語解説

	用語	解説
1	対価性 (1ページ)	ある給付の代償として相手方から受け取る性質のあるもの。 ここでいう「対価性のない税財源」とは、住民各個人への利益のために各住民から徴収した税財源という意味ではなく、全住民への利益のために各住民から徴収した税財源であるという意味。
2	事前統制 (1ページ)	予め一定の計画に従って制限をかけること。 住民から徴収した税財源は、事前に計画を立てた予算案が市議会において承認されて初めて使うことができる。
3	ストック情報 (1ページ)	ストックとはある時点での貯蔵されている量を表す。 地方公会計制度財務書類において、貸借対照表がストック情報にあたる。 3/31時点でどれだけ資産（現金・建物等）があり、どれだけ負債（借入金等）があるかがわかる。
4	フロー情報 (1ページ)	フローとは一定期間内で流れた量を表す。 地方公会計制度財務書類において、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書がフロー情報にあたる。 4/1~3/31の1年間でどのように変動したかがわかる。
5	付託 (2ページ)	物事の処置を任せること。地方公共団体は、住民から徴収した税財源を基に活動をしているため、行政資源は住民に付託されているという考えになる。
6	賦課徴収 (3ページ)	国や地方公共団体などが税金の割当額を決定し、納税義務者へ通知して税金を徴収すること。 (対義語：申告納税)
7	減価償却費 (3ページ)	資産には時間が経つにつれてその価値が減っていくものがある。 減価償却費とは、取得した段階で全額を費用計上するのではなく、時間の経過に合わせて分割し、費用として計上する科目のこと。 減価償却費＝当年度、時間の経過とともに価値が減少した額となる。
8	経常費用 (3ページ)	毎会計年度継続または反復して支出される一定の費用。
9	歳計現金 (4ページ)	国や地方公共団体の歳入・歳出に属する現金のこと。
10	一部事務組合 (4ページ)	複数の地方自治体が同一の事務を持ち寄り、共同処理し、効率化を図ることを目的とした組織（特別地方公共団体）のこと。 五條市においては平成24年より、やまと広域環境衛生事務組合に加入し、ごみ焼却を五條市・御所市・田原町と共同で行っている。 他にも奈良広域水質検査センター組合、南和広域医療企業団、奈良県

		住宅新築資金等貸付金回収管理組合、奈良県市町村総合事務組合、奈良県広域消防組合がある。
11	広域連合 (4ページ)	複数の地方自治体が同一の事務を持ち寄り、共同処理し、効率化を図ることに加えて、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備する組織（特別地方公共団体）のこと。 広域計画を策定し、総合的、計画的に広域行政を推進していくことが可能となる。 五條市においては、奈良県後期高齢者医療広域連合に加入し、医療保険制度(後期高齢者医療制度)の事務処理を共同で行っている。
12	第三セクター (4ページ)	国や地方自治体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）が共同出資・出捐により設立する事業体のこと。 五條市が出資を行っている民法法人および、商法法人のことを指す。 国や地方公共団体が行うべき事業に対して、民間組織の資金やスキルを導入することを目的とする。 五條市においては、五條市社会福祉協議会、五條市土地開発公社、社会福祉事業団大塔ライフハウス、五條市地域商社株式会社が挙げられる。
13	地方公営企業法適用企業 (4ページ)	地方自治体が経営する、「1,水道事業2,工業用水道事業3,軌道事業4,自動車運送事業5,鉄道事業6,電気事業7,ガス事業」のこと。 五條市においては、水道事業、下水道事業が該当する。
14	出納整理期間 (5ページ)	地方自治体の会計年度は毎年4/1に始まり、翌年3/31に終わる。 ただし地方自治体は、現金の出納を整理する便宜のため、会計年度経過後の一定期間を設けて、未収金・未払金の整理を行えるように出納整理期間を定めている。期間は会計年度終了後、4/1～5/31。
16	委託 (6ページ)	行政が担当すべき事業を第三者に委ねること。
17	固定性配列法 (8ページ)	企業会計における貸借対照表は流動資産から順に記載されているが、地方公会計においては固定資産から順に記載するという方法。（地方自治体は流動資産よりも固定資産の方が多く保有しているため。）
18	出捐金(しゅつえんきん) (8ページ)	営利目的ではない公益法人が、県や地方自治体からサポートを受けるお金。地方公共団体にとっては出資による権利を得られることから、資産として計上される。 一般企業の出資金と同じような役割を担っているが、地方自治体の財源をもとにしたお金は寄付金に近い性質をもっており、出捐金として区別されている。